

公園行為におけるご案内

公園を使用するにあたって、イベントの開催や物品の販売、写真や映画などの撮影を行う場合は、以下のような手続きと使用料が発生します。

他の申請団体と日程が重複してしまう場合もございますので、手続き前に一度下記までにご連絡下さい。公園使用目的外や内容によっては許可できない場合もございますのでご了承下さい。

○必要となる申請書類

- ①公園行為許可申請書（様式1）
- ②使用予定場所の範囲がわかるもの（平面図）
- ③使用予定場所の面積
- ④予定しているイベント等の詳細がわかるもの（チラシや要綱）

○申請が必要となる使用内容と使用料、申請書類（浜松市都市公園条例第3条関係）

使用内容	単位	金額	必要事項
a. 募金その他これらに類する行為	1人1日につき	110円	①, ②
b. 業として写真、映画またはテレビジョン撮影	1件1日につき	4400円	①, ②
c. 物品の販売又は興行	使用面積1㎡1日につき	55円	①, ②, ③, ④
d. 展示会、博覧会、協議会、集会その他類する催し	使用面積1㎡1日につき	22円	①, ②, ③, ④

*②, ③は一緒の用紙で構いません。

○使用にあたっての注意事項

- ・申請内容に偽りがあった場合は、取り消し又は変更となります。
- ・利用者の安全を第一に考え必要な措置を図るとともに、他の利用者又は近隣に迷惑をかけないようにすること。
- ・混雑が予想される催しを行う場合は、警備員や誘導員の確保をすること。
- ・使用後の現状復旧に係る費用は、申請団体の全額負担となります。

○問い合わせ先

安間川公園 管理事務所

住 所 浜松市東区安新町181-2
T E L 053-421-4295